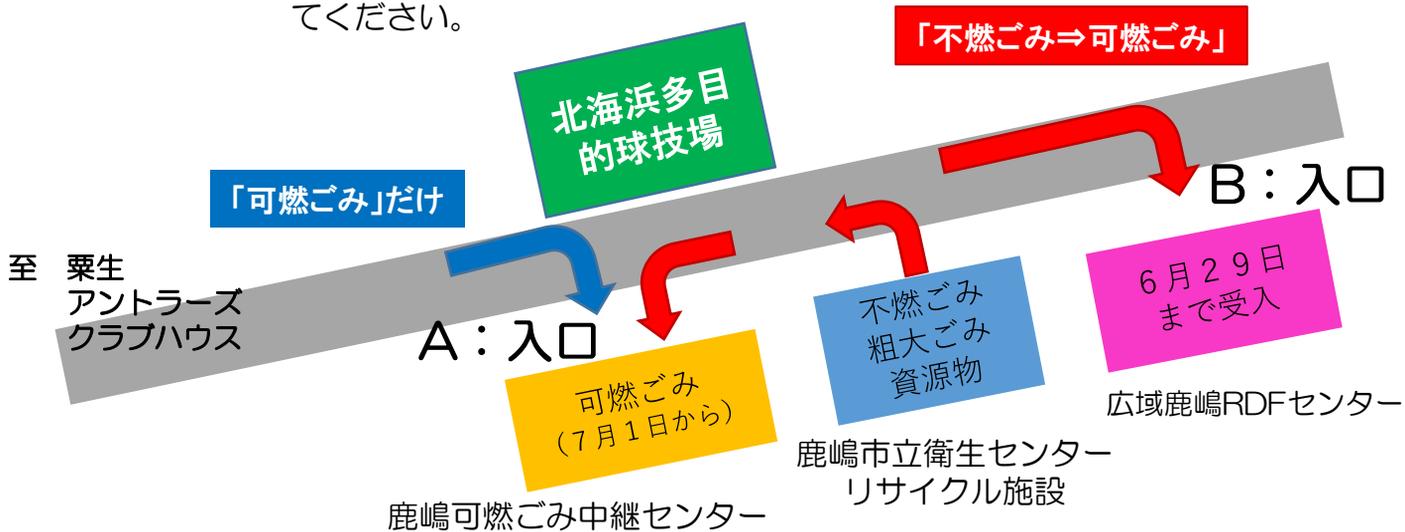


市内で発生する家庭系・事業系可燃ごみの直接搬入場所の変更について

このことについて、可燃ごみの処理方式の変更に伴い、下記のとおり直接搬入の場所が変更になります。

- 1 変更期日 令和6年7月1日（月）から
※令和6年6月29日（土）までは広域鹿嶋RDFセンターに搬入してください。
- 2 搬入場所 鹿嶋可燃ごみ中継センター（鹿島地方事務組合）
鹿嶋市平井2264番地
8:30～16:00（日曜日、年末年始の除く）
- 3 搬入方法 正しく分別して、鹿嶋市指定の可燃ごみ袋を使用して搬入してください。
- 4 備考 搬入場所の変更に伴い、可燃ごみと不燃ごみ・粗大ごみ・資源物の搬入する敷地が別になります。
そのため、「不燃ごみ・粗大ごみ・資源物」⇒『可燃ごみ』の順で搬入してください。



【鹿嶋可燃ごみ中継センター 入口】

【衛生センターリサイクル施設 入口】



【可燃ごみ中継センター 受入時間】

・8:00～16:00

※搬入は7月1日（月）からになります。

【リサイクル施設 受入時間】

・8:30～12:00 ・13:00～16:00

※12:00～13:00は受入できません。